

「求職者支援訓練の認定基準等について(令和3年5月20日一部改正)」より抜粋

(18) 「民間教育訓練機関による職業訓練サービスガイドライン」に関する研修等

訓練を実施する事業所(申請職業訓練を行う施設)において、(イ)「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に関する研修を修了し、申請職業訓練を申請する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること、または、(ロ)ISO29990(非公式教育・訓練における学習サービス-サービス事業者向け基本的要求事項)を取得していること。

ただし、(イ)(ロ)については、令和3年5月13日から令和3年9月末まで適用を猶予すること。

(注)令和2年度以前に受講したガイドライン研修の有効期間は修了日から5年間であること。